

凡諸物子物、無勝者、一事以上、並不^レ得^レ出。其
傍、中務省付衛府、門司勘校、有^レ欠乘者、隨^レ事
推較。別勅賜物、不^レ在此限。

〔出羽〕藤原宮北面中門付近出土の木簡

- ・〔於市〔沽力〕遣糸九斤、蟻王猪使門
- ・〔月三日大屬從八位上津史固万町

〔出羽〕藤原京左京七条一坊東南坪出土の木簡

- a. 以務人等急
- b. 皇子・富春人〔斤力〕小庭遣帳内祢連国人
- c. 〔兩力〕一斤〔草力〕
- d. 千度ア子人

| | | | |
|--------------|-----|--------------|-----|
| (179)・(16)・3 | 081 | (179)・(16)・3 | 081 |
| (227)・(13)・5 | 081 | (118)・25・5 | 081 |
| 107・29・5 | 011 | | |
| | | | |

城外に搬出する場合(史料)である。木簡はいずれも後者に関わるものである。そこで史料Ⅲをみると、以下の手続きを踏んだことがわかる。

- (1) 物資を搬出する官司が中務省に門榜を申請する。
- (2) 中務省は門榜を作成し、宮城門の警備にあたる衛門府の門司に門榜を付す。
- (3) 物資が宮城門を通過する際、門司は門榜をもとに勘査をおこなう。

さて 木簡は、物資の搬出にあたる官司から中務省に宛てられた申請文書であり、宮外へ搬出する物資とその数量、通過する宮城門号、運搬にあたる者の名前などが記されている。(1)に対応することは明らかである。

さらに 木簡は、別筆で「中務省移出」などと書かれている。これは門榜申請に対する、中務省の決裁文言と理解できよう。問題は、別筆書き入れ後の木簡の動きである。『紀要2002』では、2つの可能性が指摘されていた。(a)この木簡は中務省に留め置かれ、それとは別に門榜が中務省から衛門府に発給された。(b)この木簡は中務省による決裁文言を得ることで、申請文書から門榜に転化して衛門府に転送された。このうち(b)の見方にたてば、木簡は衛門府説の有力な根拠となる。しかし『紀要2002』では、その場合、木簡と衛門府との関係が整合的にならないとし、難色を示している。

だが本当に、木簡は衛門府との関連がないのであるか。ここで史料Ⅲを再度みてみると、「別勅賜物」(天皇の命令によって特別に賜った物)に限っては、門榜制の適用外であったことを知る。木簡は、物資の賜与に関する内容をもち(No.2、3)、また皇族の事例が多い(No.1、2)ことから、別勅賜物であったとしても何ら不自然ではない。とすれば、木簡が衛門府と無関係であったとはいえないことになる。

衛門府説の主根拠 つづいて、衛門府との関係を強く示す木簡を提示することにしたい。

まず 木簡があげられる。そこには、「山部」(No.6)

藤原京左京七条一坊出土の衛門府関連木簡

1万点以上の木簡 2001年度の飛鳥藤原第115次調査で藤原京左京七条一坊西南坪が発掘され、池状遺構SG501を中心に1万点以上の木簡が出土した。SG501は藤原宮期の前半に存在した、東西約23m、南北10m以上の浅い池状の遺構である。SG501は藤原宮期の後半段階になると、木簡を含む木屑などの廃棄物によって一斉に埋め立てられる。木簡はSG501中央部の東西6m、南北6mの範囲に特に集中していた。木簡は年代的に大宝元年(701)・同2年でほぼまとまり、内容的にもよく似た傾向を示しているため、一括廃棄されたものとみられる。

木簡の数が膨大であるため、整理作業はいまだ終了していないが、『藤原木簡概報16』(2002年)、『同17』(2003年)の編集にともなう釈読により、これらは衛門府の官司運営に関わる木簡群であり、左京七条一坊に衛門府が存在していた可能性が高い、という見通しをもつにいたった。木簡が出土して間もない時期に執筆された『紀要2002』では、衛門府以外にも、中務省もしくはその関連施設が置かれた可能性が指摘されていた。だが木簡の大半を見渡せる現時点では、中務省説をとることは難しい。以下、衛門府説をとる論拠を述べたい。

『紀要2002』の見解 『紀要2002』では、木簡の内容は多様としながらも、次の3点が特徴的であるとする。

貴族・皇族との物品のやりとりの木簡。

中務省被官官司が中務省に、藤原宮から物品を外に搬出する許可を申請した「解」の木簡や、宮内省が中務省に出した「移」の木簡。

官人の位階昇進や考課に関する木簡。

このうち 木簡(史料 - No.4、5。以下、番号で木簡を示す)は、門榜制に関わる内容である。宮城には内側から外側に向かって、閻門(内門)・宮門(中門)・宮城門(外門)という3種類の門が設けられていた。これらの諸門を人や物が通過する際には一定の規制がかかり、人に対する制度が門籍制、物に対する制度が門榜制である。門榜制を適用する門は、宮城の外郭に開く宮城十二門である。門榜が必要とされたのは、十事以上の兵器を宮城門を越えて搬入・搬出する場合(史料)と、物資一般を宮

| | | | |
|---|------------|-------------------|---------------------|
| 6 | 本位進大廳 | 今退從八位下 | 215-2846 |
| 7 | 海大廿 | (嗣繼) | (175)-23-11 0151 |
| 8 | 道衛衛衛門府海衛門府 | | |
| 9 | 衛士 | | |
| 10 | 衛衛門府 | | |
| 11 | 杖 | | 191-25-6 0111 |
| 12 | 杖廿 | | |
| 13 | 杖廿 | | |
| 14 | 𠂇人奉 | | |
| | | (75)-24-1 0811 | |
| 〔由來〕『營私令』官衛令 12 懷仗軍器條 | | | |
| 凡儀杖軍器、十事以上、主入諸門者、皆責上隨。謂同奏聞、勘曉、主入。其臣衛人常服用者、不拘此限。 | | | |

「海犬甘」(No.7)など、宮城十二門を警備した門号氏族の名前がみられる。『紀要2002』でも指摘されているが、実は 木簡にかかわらず、門号氏族名を書いた木簡の数は極めて多い。現時点において、大伴・佐伯・丹治比(蝮)・壬生・山部・五百木部(伊福部)・海犬甘(海犬養)・県犬甘(県犬養)・若犬甘(若犬養)・玉手・的・建部・猪使を確認している。宮城十二門を警備する衛門府には、門号氏族が門部などとして多数勤務していただけに、衛門府説をとる有力な根拠となるであろう。

つぎに、「衛門府」という語句を習書した木簡(No.8)や、「鞍負」(ユゲヒ)や「衛士」と書かれた削屑木簡(No.9、10)があげられる。衛門府の古訓が「ユゲヒノツカサ」であることはいうまでもない。衛士についても、左右衛士府以外に衛門府で勤務することになっていた。木簡と同時期にあたる『続日本紀』大宝元年8月丙寅条には、衛士を増員し衛門府に配した記事がみえる。なお大宝官員令では、左右衛士府の職掌に門榜のことがあつたようであるが(『令集解』職員令61左衛士府条古記。養老職員令では、門榜のことはみえない)、衛士が宮城門の警備にあたつた点と無関係ではなかろう。

さらに「杖笞」の付札(No.11)や、「杖廿 杖廿」という習書木簡(No.12)も、衛門府には物部が所属し、罪人の処罰にあたったことと関係するとみられる。

このほかにも衛門府に関わる木簡は多々あるが、これに対して、中務省との関連をうかがわせる木簡は、前述の木簡を除けば皆無である。しかも木簡については、衛門府との関連でも十分に理解できるものである。

ところで、中務省は大宝令（大宝元年成立、同2年施行）によって成立した官司といわれている（異説もある）。木簡の年紀が、大宝元年・2年に集中することは前に述べた。そこで次のような見解がだされることがある。中務省は創設当初、藤原宮内に適当な場所を確保できなかつたため、宮外の左京七条一坊に仮に置かれた。やがて宮内の改作（藤原宮の官衙地区は大宝律令の施行を契機に大改作

1. 石三仙王豫一石糸常

・ 大寶二年八月十三日書御進大初位
(230).34.3 01/09

2. 衣縫王
〔縫力〕 (225).29.3 081

3. 舊宿御道代給
〔縫力〕 (216).21.3 065

4. 画十四瓣今加画臨十人分布七瓣由在三乘并三唱
・ 故志太連五百瓣 佐伯門 今持退人使部和専種木門即出
・ 中務省移中務省出
〔縫力〕 295.29.5 01111

5. 郡内省移 値糸四
・ 太寶二年八月五日少
・ 中務省移中務省出
〔縫力〕 (270).55.3 051

された)が完了すると、中務省は宮内にうつり、左京七条一坊の中務省は廃絶したのではないか、と。

しかし、藤原宮官衙地区の前半段階では建物配置は散漫で、空閑地が極めて多かったことが知られている（金子裕之「藤原京は手狭だったか」『季刊明日香風』55、1995）。天皇の秘書官ともいべき中務省をあえて宮外に置いたとは考えにくく、この見解は成立しないであろう。

これに対して、宮城門の警備にあたる衛門府であれば、朱雀門の南東約300mに位置する藤原京左京七条一坊西南坪の地に置かれていたとしても特に不審な点はない。この坪では、大宝2年頃にSG501を埋め立てるのと前後して、大型の東西棟建物SB500を建てるなど、改作を施している。これも大宝律令の施行による官衙の整備にともなうものと考えられ、この地に一貫して衛門府が置かれたとしても不自然ではないのである。

門脇制に関わる木簡 以上の点を踏まえた上で、あらた

まず 木簡からみていく。衛門府説にたった場合、木簡は前述の(1)(2)の流れに従って、衛門府の門司にもたらされ、(3)にあるように、物資が宮城門を通過する際の勘査業務に使われた、とみることができよう。

ところで、物資の運搬にあたる官司は、門司あての木簡を別に作成していたことが実例から知られている。今泉隆雄「門榜制・門籍制と木簡」(『古代木簡の研究』吉川弘文館、1998)が指摘したように、運搬者は物資とともにこの木簡を携帯して指定された門に赴き、木簡を門司に渡す。すると門司は、門榜(木簡)とその人の携帯してきた木簡・物資を勘査し、誤りがなければ通行を許可する、という仕組みであったと考えられる(図14)。

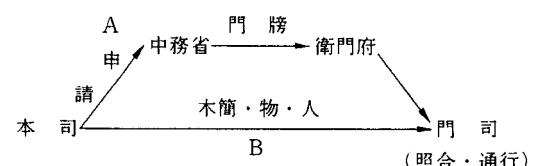


図14 門榜制の仕組み（今泉論文第5図利用）

すなわち、物資の運搬にあたる官司から、図14のA・B 2つの流れに従って木簡が門司のもとにもたらされ（以下、A木簡・B木簡と呼ぶ）勘査業務に使用されたわけであるが、その後の木簡の行方は対照的である。

まずA木簡（木簡）であるが、今回出土した木簡には種々の門号が書かれているため、特定の門司によって廃棄されたとは考えがたい。A木簡は各門から衛門府本司に回収されたとみるのが妥当であろう。A木簡が左京七条一坊西南坪から一括して出土したことは、近傍に衛門府の本司があつた可能性を強く支持している。

一方、B木簡は左京七条一坊西南坪からはまったく出土していない。B木簡は平城宮跡から多数でているが、宮城門の近辺で出土するという特徴がある。藤原宮で出土したB木簡の確実な事例としては、史料 が知られるのみであるが、やはり北面中門の東15mにある土坑から出土している。この事実は、B木簡が勘査後に宮城門の近辺で廃棄されたことを物語つていい。史料 では下端に二次的に穿孔が施されているため、門司によって回収された後、一定期間保管されたことがわかるが、A木簡のように本司までもたらされていないのである。

これに対して、A木簡はいまのところ宮城門の周辺では出土していない。A木簡が宮城門付近で廃棄されなかつたのは、後日の計会作業などに備えて、門司から衛門府本司に持ち帰つたためだと推測される。

つぎに 木簡について。これが別勅賜物に関わる木簡とみられることは前述したが、No. 1 にあるように、一種の送り状であったと考えられる（No. 2、3 の「給」と書かれた木簡も、二次的に送り状として機能した可能性は十分ある）。この種の木簡は送り先で廃棄されるのが通常であるが、今回の場合はさまざまな宛先のものが一括出土しているので、そのように理解できない。木簡は宮城門での勘査の際に、別勅賜物であることを証明する役割を果たした上で、門司によって回収され、衛門府の本司に送られたとみることができよう。

さて 木簡で特徴的なのは、木簡とは異なり、宮城門の名前が記されておらず、中務省による決裁文言もみられない点である。この点については、対象となる物資が別勅賜物であったため、門榜制が適用されなかつことによると理解できよう。これらが衛門府にもたらされたのは、門榜制の適用外にあつたため、A木簡に該当す

る文書が作成されなかつたことと関係するのではなかろうか。すなわち、後日の計会などに使用するため、A木簡に代わるものとして、別勅賜物の送り状が衛門府にもたらされた可能性を指摘しておきたい。

藤原京左京七条一坊の性格 ところで、調査区東隣の左京七条一坊東南坪でも、1994年度橿原市教育委員会による調査で木簡が24点出土している。このうち积文が公表されているのは4点にすぎないが（史料V）「皇子宮」「宮」「帳内」という語句がみえることから、従来、某皇子宮に関わる可能性が指摘されていた（橿原市教育委員会・橿原市千塚資料館『かしはらの歴史をさぐる』3、1995）。だが史料 - a, bに関しては、「宮入奉」「遣」「皇子宮」など、西南坪から出土した木簡にも共通する語句がみられる点は看過できない（No. 13, 14）。これらは別勅賜物に関わる木簡の可能性があり、この地に皇子宮が置かれたとみる見解は再考を要する。

ここで注目したいのが、左京七条一坊は4町占地の可能性がある点である。すなわち、前述の橿原市教育委員会の調査では、六条条間路と東一坊坊間路の交差点付近を含んでいたにもかかわらず、条坊側溝が検出されていないのである（橿原市教育委員会露口真広氏のご教示による）。また飛鳥藤原第115次調査区でも、北東部でL字の溝が検出されている。『紀要2002』で指摘されているように、この溝が敷地を区画する施設であれば、左京七条一坊の4町分の中央部に1町分の内郭が想定でき、4町占地の可能性が高まることになる。このように左京七条一坊が4町占地であるならば、東南坪から西南坪と類似した木簡が出土したことも自然に理解できよう。

衛門府が4町占地であった理由としては、多数の門部や衛士を抱える官司であったことが考えられる。平安京には諸司厨町が存在し、諸国から各官衙に上番した課役民や下級官人の宿所として使用されていた。諸司厨町に相当する施設は奈良時代にも存在し、平城京左京七条一坊の地（飛鳥藤原第115次調査区と同じ坊名であるが、藤原京の場合とは異なり、宮からは遠く離れる）には衛門府の厨町が置かれていたと推定されている（奈良国立文化財研究所『平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告』1997）。ひとつの可能性であるが、藤原京左京七条一坊の地では、衛門府の本司と厨町的なものが一体化していたことも考えられるかもしれない。

（市 大樹）